

2023年3月20日

タイにおける日本食レストランの現状と進出のポイントについて

バンコク事務所副所長 西田 光孝

1. タイの食文化に溶け込む日本食

JETRO バンコクの調査結果によると¹、2022年時点でタイ国内の日本食レストランの数は5,325店舗に上り、前年比で調査開始以来最大の増加数となった。訪日経験のあるタイ人が増えていることや、健康志向の高まり等が背景にあると考えられる。有名日本食チェーンであるフジジャパニーズレストランが1980年代前半に開業し、タイにおいて日本食が浸透していく大きなきっかけとなって以降、やよい軒をはじめとした数多くの日本食レストランの進出が続いている。

また、タイ料理レストランの平均単価が240円²程度であるのに対し、日本食レストランでは客単価が約400～1,000円の店舗が多い。それにも関わらず、日本食店が年々増加してきているのは、日本食が一過性のブームでなく、既にタイの食文化に広く溶け込んでいることの表れと見ることができる。

2. 多様化する日本食レストラン

タイで日本食が浸透するにつれて日本食レストランの多様化も進んでいる。例えば、地方を中心に400円以下の低価格帯の店舗が展開される一方、“OMAKASE”と呼ばれる、新鮮な食材を使用し、シェフの腕に任せて料理を提供する形態の高級店³も登場するなど、価格帯に広がりが見られる。さらにはチェーン店のみならずタイ人経営の個店も増加しているほか、日本食店以外でも“TERIYAKI”等の名称の日本食が提供されるなど、バラエティに富んだ日本食が親しまれている。

また、前述の調査によれば、バンコクの近郊県⁴やそれ以外の地方においても店舗数が増加しており、地方でも様々な日本食を楽しむことができるようになってきている。実際に地方に進出した飲食店によると、物価が安いことに加え、日本本来の味を提供できる競合店が少ないことを理由に出店を決めたという。

3. 出店者の声

もちろんタイには福岡の飲食店も出店しており、ラーメンやそばをはじめと

¹ 「タイの日本食レストランが5,000店舗を突破、過去最大の増加数」(JETRO ビジネス短信 2022年12月16日付)

² タイ料理の平均価格 (LINEMAN Wongnai 調査)

³ 寿司や懐石、焼き肉などの業態で散見される。

⁴ ナコンパトム、ノンタブリー、パトゥムタニ、サムットブラーカーン、サムットサーコーン

して多数の業態が進出している。今回は福岡県出身で、タイ人にも日本人にも人気を集めている居酒屋 TERRA（照）をはじめ、ドーナツ専門店やバーをバンコクで営む内川氏にお話を伺った。

(1) お店やスタッフについて

日本人が多く住むスクンビットを中心に計6店舗を経営し、今後も増加予定。現在、約80名のスタッフが在籍しており、そのほとんどがタイ人。定期的に主要なスタッフを福岡の飲食店へ連れていき、日本の味やサービスを経験させているが、その後明らかに接客が積極的になり、お店に良い影響を与えている。

(2) 顧客について

同じ居酒屋業態でも店舗によって異なる。ある店舗ではタイ人が1割だが、他の店舗ではその割合が逆転している場合もある。その理由の一つに、店舗作りの工夫がある。日本人向けには個室を用意し、タイ人向けにはスタッフとのコミュニケーションを取りやすいオープンスペースを用意している。

(3) メニューや食材について

日本からの輸入食材をメインに使用しており、福岡の店舗と6割程度同じメニューを提供。また、本物の日本食の味を知っているタイ人客は確実に増えてきており、本物志向の顧客の需要に応えられるかどうかのポイントの一つ。

4. 今後の参入のポイントとポテンシャル

まず、参入の基本となる企業設立時の外資参入要件⁵やフランチャイズ展開のガイドライン⁶、営業許可等(表1)を押さえることが必要。

特にバンコクでは店舗数が多く、激しい競争が予想されるが、内川氏によると、「日本で繁盛しているお店であればタイのファンを獲得できる可能性はあるが、ジャンル毎に既に人気店があり、事前の調査を徹底した方がよい」とのことであった。

また、別の関係者によると、最近のトレンドとしてうどんブームの兆しがあり、鶴うどん等の専門店が人気を集めている。さらには、植物性の食材を使用したプラントベースフードレストランも増えてきている。当事務所では、引き続き最新の現地情報や市場トレンドを注視しつつ、情報収集や福岡のレストラン情報の発信に努めて参りたい。 ※為替レート 1バーツ=4円

(表1) 許可・届出等にかかる主な要件・規制

許可・届出	<p>○店舗面積が200㎡未満の場合 →「飲食店設置の届出、登録」が必要。 店舗面積が200㎡以上の場合 →「飲食店設置のライセンス」が必要。 (所轄：バンコク区役所等の環境・衛生部門)</p> <p>○お酒の提供を行う場合 →「酒類・煙草販売許可証」が必要 (所轄：物品税務署)</p>
出店制限	<p>土地法上、原則として外国人が土地の所有権を取得することは認められていないが、外国人が土地や建物を借りること、建物を所有することは禁止されていない。</p>
就業者の資格	<p>調理師免許や食品衛生管理者という制度はないが、管理者は研修を受ける必要がある。</p>

(JETRO、BMAを参考に当事務所で作成)

⁵ 外国人事業法第3表の「飲食物販売業」に該当するため、外国人事業法上のライセンスまたは許可を取得するか、外国人事業法の「外国人」にあたらないように資本構成を組む必要があるが、基本的に前者は困難であるため、後者で対応が必要である

⁶ 取引競争法第57条に関するガイドラインとして発表。フランチャイザーがフランチャイジーに損害を与える可能性のある、制限的で不公正な契約条件が採用されることを防ぐことを目的。